

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等
に関する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和7年9月10日
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
保育政策課

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案」について、令和7年7月18日（金）から令和7年8月17日（日）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第25条は、現行規定と何が異なるのか。	児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により被措置児童等虐待の定義規定が児童福祉法第33条の10各号から同条第1項各号に移動したこと等に伴う規定の整理を行う改正であり、規定内容に変更はない。